

第106回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和2年1月20日(月)午後2時00分
- 2 開会の日時 令和2年1月20日(月)午後1時53分
- 3 閉会の日時 令和2年1月20日(月)午後3時10分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数 17名 出席 16名 欠席 1名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
2	荒井 隆文	出席	11	河本 和彦	出席
3	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	浦上 和己	出席	13	小林 弘幸	出席
5	遠藤 茂	出席	職務代理	柴田 一郎	出席
6	賀門 義和	出席	15	中山 順市	出席
7	河田 敬司	出席	16	信定 知福	出席
8	國定 豪	欠席	17	安田 久子	出席
9	久山 優	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局 担当局長 森本 章男	参事監 箕浦 勝宏
参事監 真田 明彦	農地担当課長 佐藤 孝司
担当課長補佐 竹田 了久	農地担当係長 奥山 英明
副主査 柴田 美佳	

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 (4) 転用事業計画変更承認申請について
 (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)
 (6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 別紙 (7) 農業振興地域整備計画変更に関する意見について
- 報告 (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について
 (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について
 (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
 (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
 (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

9 議事録署名委員の番号及び氏名

7 番：河田 敬司

17 番：安田 久子

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第106回総会を開会します。(あいさつ)

議長 議事録署名委員を指名します。7番 河田 敬司委員、17番 安田 久子委員にお願いします。

議長 議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

奥山係長 (議案訂正等の説明)

議長 それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 1 ページ1番、受人は芳賀に居住し、世帯で約1.2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により芳賀の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、受人は立田に居住し、世帯で約1.3ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により西辛川の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、受人は尾上に居住し、約76アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により尾上の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番から3番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 4番、受人は吉備津に居住し、世帯で約54アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により間倉の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、受人は総社市内に居住し、約52アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により下足守の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、4番、5番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 6番、受人は御津紙工に居住し、約22アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津紙工の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受人は御津石上に居住し、世帯で約70アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により御津石上の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受人は御津鹿瀬に居住していますが、御津鹿瀬の田に10年間使用貸借権を設定し、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、10番、12番は同時申請ですので、併せて説明します。受人は建部町大田に居住していますが、9番では建部町和田南の田に10年間使用貸借権を設定し、10番では建部町大田の田を所有権移転し、また、12番では建部町大田の田に10年間使用貸借権を設定し、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は建部町大田に居住し、約58アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町大田の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は建部町宮地に居住し、世帯で約52アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町宮地の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、6番から13番までの8件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 14番、15番は同時申請ですので、併せて説明します。受人は彦崎に居住していますが、14番では彦崎の畑を所有権移転し、15番では西高崎の田に1年間使用貸借権を設定して、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積50アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は奥迫川に居住し、世帯で約94アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により奥迫川の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

安田委員 南区協議会で14番から16番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他 of 委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 それでは申請等（1）については、中・中央地区1番から南区16番までの16件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。次に申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 3ページ1番、転用目的は貸露天駐車場です。申請人は、自己所有の申請地を近隣の医療機関職員及び周辺住民が利用する露天駐車場として、一時転用許可を受け使用しています。今後も引き続き使用するため、永久転用申請するものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、永久転用目的の一時転用申請で、転用目的は貸露天駐車場です。転用期間は許可日から3年間です。申請人は、申請地の隣接地に近隣の医療機関職員のための露天駐車場を所有していますが、駐車台数の増設要望があったため、自己所有の申請地を貸露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は農地改良工事のための一時転用です。申請人は三和に居住し、約48アールの農地を耕作する農業者ですが、申請地を農地改良して、果樹の栽培に利用しようとするものです。農地改良期間は、令和2年3月1日から令和3年3月31日までです。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番から3番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からをお願いします。

奥山係長 4番、転用目的は農業用露天駐車場・資材置場です。申請人は中区乙多見に居住し、約30アールの農地を耕作する農業者ですが、県道に接し、隣地の畑や北区西野山町、南区内尾にある耕作地に農機具を運搬するのに便利な申請地を農業用露天駐車場・資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、農業用施設のため例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、4番1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 3ページ5番、前々回、前回、保留とした案件で、転用目的は営農型太陽光発電設備の設置です。

本日、お手元に、①11月議案として最初に審議していただいた際の申請書の写し、②11月議案として審議の結果、保留となった後に事務局から申請代理人に対して指示した事項及びその回答、③11月議案の保留を受けて12月議案として再度、審議していただいた結果、再び、保留となった後に事務局から申請代理人に対して指示した事項及びその回答、④御津石上の営農型太陽光発電設備等の農地転用許可について、を配布していますのでご確認ください。

それでは、案件の説明に移ります。営農型太陽光発電設備についての農地転用に係る取扱いとしては、支柱の基礎部分が一時転用の対象となり、一時転用期間は3年間です。また、一時転用許可に当たり、営農の適切な継続が確実か、周辺の営農上支障がないか等を確認します。「営農の適切な継続」については、パネル下部における単収が、地域の平均的な単収と比較して2割以上減少しないこと、農作物の品質に著しい劣化が生じないことが要件となります。また、許可後は年に1回下部農地において生産された農作物に係る状況を報告する義務があり、3年後には下部農地での営農状況を示した上で、さらに3年間の一時転用許可を取る必要があります。

今回の申請人は、農業経営を始めるに当たり、収益性の確保と本格的な農業の基盤作りのため、所有している申請地で太陽光発電を行い、そのパネル下部において榊の栽培を行おうとするものです。

営農型太陽光発電設備への転用は、農地の上に太陽光パネルを設置しパネル下部では引き続き農業を行うというものですので、通常の農地転用の審査に加えて適切に農業が行われるかどうかを審査する必要があります、計画

している作物を栽培する上でパネル設置により日照が遮られることでどのような影響があるかを示した「知見を有する者からの意見書」、下部での農業に関する「営農計画書」等の添付が必要となります。

それらのことを踏まえた上で、お手元に配布しています「御津石上の営農型太陽光発電設備等の農地転用許可について」をご覧ください。

2 ページ目、3 協議会で示した事務局の考え方に沿って説明します。

以下の点から、不許可が適当と考えています。

(1) 本申請で栽培する榊の本数及び植栽位置について、追加で提出された資料では76株(本)と記載(一部で75株と記載)されているが、当初に提出された植栽位置と思われる図面では60株(本)の記載しかなく、提出された資料の中で整合性がとれていない上、植栽間隔及び密度については示されていないことから、転用に係る面積が適正であるとは判断できない。

また、割付図の中にパワコンの位置は記載されているが、パワコンの設置方法が明示されておらず、パワコン専用の支柱の有無が確認できないため、転用に係る面積が正確であるとは判断できない。

以上の点が、「申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められないこと」(農地法第4条第6項第3号に係る同法施行規則第47条第4号)に該当する。

(2) 本申請で栽培する榊の本数及び植栽位置について、追加で提出された資料では76株(本)と記載(一部で75株と記載)されているが、当初に提出された植栽位置と思われる図面では60株(本)の記載しかなく、提出された資料の中で整合性がとれていない上、植栽間隔及び密度については示されていないため、本申請における栽培計画が適正であるとは判断できない。

本申請で記載されている遮光率(77.8%)の積算根拠が明示されておらず、提出された生育に適した日照量が確保されていることの根拠となる関連データは、本申請とは遮光率や栽培品目、栽培条件などが異なる条件下のものであり、それらの収穫実績や生育状況も明示されていないため、生育に適した日照量が確保されているとは判断できない。

例：栃木県鹿沼市：栽培品目：榊、遮光率42.7%、柱間：約5m

静岡県浜松市：栽培品目：シキミ、遮光率28.63%、柱間：約5m

本申請で記載されている地域の平均的な単収(153kg)と、その単

収の根拠として記載している資料が、平成29年の岡山県のさかき0.4tと、平成22年の岡山県の切り葉面積218aであり、数字の整合性がとれていない。さらに、本申請での収穫見込みの数量が記載された出荷計画表が、追加で提出された資料から削除されて不明確である上、平均的な単収が重量であるのに対して、本申請での収穫見込みは金額での記載であり、その積算方法も異なるため、下部の農地における見込み単収と地域の平均的な単収との比較ができない。

本申請地は何年も耕作されておらず、耕作予定者は農業経験がないことから、栃木県の法人により栽培指導や販路のサポートが行われるとのことであるが、その内容が明確であるとは言えない。

以上のとおり、提出資料の中で不明な点や矛盾している点が多数あるため、平成30年5月15日付け30農振第78号（農林水産省）農村振興局長通知2の（2）のウの「下部の農地における営農の適切な継続が確実に認められること」に該当するとは判断できない。

以上の理由により、御津・建部地区協議会で協議した結果、全会一致で不許可意見としています。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、5番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、不許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に、南区の説明を事務局からをお願いします。

柴田副主査 6番、転用目的は農地改良のための一時転用です。申請人は中畦に居住し、約237アールの農地を耕作する農業者ですが、申請地を農地改良して、野菜畑として利用しようとするものです。農地改良期間は、令和2年1月20日から令和2年3月30日までです。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

安田委員 南区協議会で、6番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(2)については、中・中央地区1番から南区6番までの内、御津・建部地区5番は不許可、その他5件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。次に申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 4ページ1番、転用目的は露天駐車場です。申請人は、昭和36年に設立され、北区今保に主たる事務所を置く協同組合ですが、組合各社の従業員駐車場が不足しているため、既存駐車場に隣接している申請地を所有権移転し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番から17番は、同じ地域で関連がありますので、併せて説明します。転用目的は、いずれも自己住宅です。

2番、申請人は、平野の官舎に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、生活環境が大きく変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

3番、申請人は、大元二丁目の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の勤務先が近くなり、また、妻の実家に近く都合のよい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

4番、申請人は、田中の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の勤務先が近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

5番、申請人は、撫川の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近く都合のよい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

6番、申請人は、大福の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の勤務先が近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

7番、申請人は、中仙道の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近く都合のよい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

8番、申請人は、辰巳の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の勤務先が近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

9番、申請人は、花尻みどり町の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の勤務先が近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

10番、申請人は、北長瀬本町の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の勤務先が近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

11番、申請人は、倉敷市内の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の勤務先が近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

12番、申請人は、白石の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の勤務先が近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

13番、申請人は、東花尻の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫婦それぞれの実家に近く都合のよい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

14番、申請人は、庭瀬の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の勤務先や実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

15番、申請人は、中撫川の借家に家族7人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近く都合のよい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

16番、申請人は、白石の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近く都合のよい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

17番、申請人は、倉敷市内の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近く都合のよい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、1番から17番までの17件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 18番、転用目的は自己住宅です。申請人は、中区住吉町二丁目の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、実家に近く都合のよい母所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、18番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 19番、前回、保留の案件です。土地改良区の意見書の添付が遅れたため保留としていましたが、提出がなされました。平成30年5月農振除外済みの案件で、転用目的は露天駐車場です。申請人が役員を務める法人は、平成12年に設立され、南区内尾に本店を置き、貨物運送業を主な事業としていますが、

事業拡大に伴い駐車場が不足しているため、申請人所有で法人の駐車場として使用している既存露天駐車場に隣接した申請地に賃借権を設定し、露天駐車場として一時転用許可を受け使用しています。今後も引き続き使用するため、今回は権利の別を所有権移転とし、露天駐車場として永久転用申請するものです。なお、既存露天駐車場と一体で維持管理をしやすいするため、申請人名義での申請としています。

農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した業務上必要な施設に該当し、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

20番、永久転用目的の一時転用申請で、転用目的は露天車両置場敷地拡張です。申請人は、昭和54年に設立され、南区古新田に本店を置き、自動車販売賃貸修理業を主な事業としています。申請地の隣接地を車両置場として一時転用許可を受け使用中ですが、維持管理をしやすいため、転用残地である申請地を車両置場として転用し、一体利用しようとするものです。一時転用期間は許可日から3年間です。

農地区分は、地域センターから半径500メートル以内の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

21番、転用目的は進入路です。申請人は、所有する妹尾の山林に私有地を通行して出入りしていましたが、今後の通行を断られたため、所有する山林に隣接した渡人所有の山林及び申請地を所有権移転し、進入路として転用しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500メートル以内の宅地割合が40%を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

22番、永久転用目的の一時転用申請で、転用目的は露天駐車場・露天資材置場です。申請人は、平成6年に設立され、南区新保に本店を置き、運送・建設業を主な事業としていますが、建設機材や資材を一時預かりして配送するサービスも行っており、事業拡大により駐車場・資材置場が不足しています。そのため、既存露天駐車場・資材置場に隣接した申請地に賃借権を設定し、露天駐車場・露天資材置場として転用しようとするものです。一時転用期間は令和2年1月20日から3年間です。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

23番から35番は、同じ地域に関連がありますので、併せて説明します。いずれも、令和元年11月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。

23番、申請人は、大福の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

24番、申請人は、浦安西町の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、勤務先への通勤時間が変わらず通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

25番、申請人は、浦安本町の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、実家に近く都合のよい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

26番、申請人は、浦安南町の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、子どもの学区が変わらず生活環境が大きく変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

27番、申請人は、東区西大寺松崎の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、勤務先へ近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

28番、申請人は、洲崎の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の実家に近く子育ての応援が得やすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

29番、申請人は、福田の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の実家に近く都合のよい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

30番、申請人は、東区可知の借家に家族5人で居住していますが、住居が手狭になったため、実家に近く子育ての応援が得やすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

31番、申請人は、郡の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

32番、申請人は、玉野市内の社宅に家族3人で居住していますが、住居が

手狭になったため、妻の実家に近く子育ての応援が得やすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

33番、申請人は、南区西市の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の実家に近く都合のよい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

34番、申請人は、平福の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、夫婦それぞれの勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

35番、申請人は、築港新町の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、実家に近く子育ての応援が得やすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも南区役所から半径300メートル以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

36番、令和元年11月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は、倉敷市内の実家に2世帯家族7人で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の実家に近く子育ての応援が得やすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には両親と弟、妹が引き続き居住します。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

37番、転用目的は特定流通業務施設です。申請人は、クラレの輸送体制の合理化と流通業務の効率化を目的に、運送業を主な事業として、平成30年に設立され、本店を東区西大寺上二丁目に置いています。現在、西大寺運送、鴻池運輸、丸政荷役の3社が共同でクラレ製品の保管と輸配送を行っていますが、保管倉庫が岡山県内に分散し、輸配送ルートが^{ふくそう}輻輳しているため、慢性的な保管倉庫不足とトラック不足が発生しています。そのため、申請地に特定流通業務施設を新設して、保管・荷捌き・流通加工を一体的に行い、輸配送を共同化することにより、物流業務の効率化を図ろうとするものです。申請地は市街化調整区域ですが、開発審査会運用基準で指定する早島インターチェンジの乗り入れ口から半径5キロ以内の区域内で、幅員9メートル以上の道路に接する土

地であり、優良農地の区域外であるため、物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の認定が得られる計画となっており、非農地との一体開発による利用で申請地を所有権移転し、特定流通業務施設として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりか10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

38番、転用目的は自己住宅です。申請人は、倉敷市内の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の実家に近く都合のよい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、備前片岡駅から半径500メートル以内の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

安田委員 南区協議会で、19番から38番までの20件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(3)については、北・吉備地区1番から南区38番までの38件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。次に申請等(4)転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 10ページ1番、平成30年2月19日に農地法第5条賃借権設定で、露天駐車場、露天資材置場を目的として一時転用の許可を受けましたが、請け負っている業務が継続することになったため、一時転用期間を変更しようとするものです。変更の内容は、一時転用期間を14か月間延長し、当初の許可日から3年間とするものです。その他の変更はありません。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（4）については、中・中央地区1番の1件を承認と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それではそのように決定いたします。次に、申請等（5）岡山市農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転について審議します。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 11ページ1番の1件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、所有者から財団への所有権移転です。

計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、南区協議会では承認意見となっています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 では、申請等（5）岡山市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それではそのように決定いたします。次に申請等（6）農地法第3条の3第1項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 12ページ中・中央地区1番から13ページ南区8番までの8件で、権利の種類及び内容をご覧のとおりで、すべて相続による所有権の取得です。あっせん希望は1番が有り、その他はありません。あっせん希望有りのものは、内容を確認し、担当委員と協議予定です。各地区協議会の協議では、全件問題なく受理の意見となっています。

議 長 事務局から説明がありましたが、申請等（６）の８件については、
全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定します。次に申請等（７）農業振興地域
整備計画変更に関する意見についての審議に入ります。事務局から
説明をお願いします。

奥山係長 別紙議案の申請等（７）農用地利用計画変更申出一覧表をご覧ください。

ここで、別紙議案の訂正があります。農用地利用計画変更申出一覧表、（岡
山農業振興地域・第一農業委員会）をお開きください。左端に通し番号が記載
されていますが、この内、１０１番、１０２番、１０３番及び１０５番の４件
について、いずれも南区箕島の案件になりますが、除外しない方針となります
ので、斜線の記載をお願いします。

令和元年８月締めの農用地除外申出について、現地確認や協議を行った結果、
変更案がまとまり、岡山市の農林水産課から意見を求められているものです。
表中の斜線が引いてある案件については、取下げ又は除外しない方針が示され
たものです。その他の案件については除外相当の案となっています。また、岡
山地域については編入分もあります。内容についてはご覧のとおりです。各地
区協議会でご協議いただきまして、岡山地域、御津地域、建部地域及び灘崎地
域について、いずれの協議会も変更計画案は適当であるとの意見となっていま
す。

議 長 事務局から説明がありましたが、農業振興地域整備計画変更に関す
る意見については、岡山地域、御津地域、建部地域及び灘崎地域とも、
原案は適当であるとの意見でよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定します。次に報告に移ります。事務局か
ら説明をお願いします。

奥山係長 報告（１）農地法第４条第１項第８号の規定による転用届については、１４
ページ１番から４番までの４件です。転用目的は、宅地造成３件、貸露天駐車
場１件で専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（２）農地法第５条第１項第７号の規定による転用届については、
１５ページ１番から１７ページ２３番までの２３件です。転用目的は、農業用

倉庫1件、自己住宅5件、貸露天資材置場及び貸露天駐車場1件、分譲戸建住宅1件、露天駐車場2件、分譲宅地1件、分譲住宅用地7件、敷地拡張1件、住宅地2件、共同住宅1件、鉄塔用地1件で専決日は備考欄のとおりです。

次に報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、18ページ1番から20ページ18番までの18件で、解約理由は、4番及び14番が転用目的、その他はいずれも耕作目的です。離作料は、記載のとおりとなっています。

次に報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、21ページ1番の1件で、内容は、農作業場・露天駐車場1件です。

最後に報告(5)農地改良届については、22ページ1番から4番までの4件で、内容は、普通野菜畑2件、果樹園2件です。

議長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全員 異議なし。

議長 以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 お手元に配布しています、第2号議案、農政関係等について、の1ページ、2ページをご覧ください。まず、(1)農地利用最適化推進委員の辞任同意について、です。南区の藤田地区を担当していただいている小見山農地利用最適化推進委員から、一身上の都合により推進委員の職務が継続できなくなったとして、2ページに掲げておりますとおり令和元年12月20日付けで辞任届が提出されています。推進委員の辞任については、農業委員会等に関する法律第23条の規定に基づき、農業委員会の同意が必要となりますので、ご審議をお願いします。

議長 何かご質問、ご意見がありますか。

全員 (意見なし)

議長 それでは、(1)推進委員の辞任同意については、同意することと決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、同意することと決定します。

事務局 (2)その他

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議 長 その他、何かありますか。

事務局 (1) 次回総会予定 (2月18日 (火) 岡山市役所7階大会議室)

議 長 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございます。
ございました。

閉会 午後3時10分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員